

28 契 第 382 号  
平成 28 年 6 月 10 日

建設工事に係る入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平  
(公印省略)

会津若松市工事請負契約約款の一部改正に伴う前払金使途の追加について (通知)

標記について、国の取り扱いに合わせ、下記のとおり工事請負契約に係る前払金の使途を拡大いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1 改正内容

前払金の使途として、現場管理費及び一般管理費の一部（工事着手に必要な技術者・従業員の給与等）を加える。

##### 2 適用日

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに契約を締結した工事に係る前払金について適用する。

##### 3 その他

この改正に係る変更契約の必要はありません。

#### 【参考：改正後の「会津若松市工事請負契約約款」抜粋】

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

【事務担当：総務部契約検査課入札契約グループ 直 0242-39-1221】